

令和5年度東九州短期大学修学支援制度のご案内

(日本学生支援機構 給付奨学生の採用候補者に決定している方)

【募集条件】

- ・ 本学の入学者選抜に合格した方
- ・ 高校在学中に日本学生支援機構給付奨学生の採用候補者に申請している方

【申請手続き】

次の書類を、東九州短期大学学生支援センターに提出すること。

- ・ 修学支援制度及び給付奨学生制度申請書
- ・ 日本学生支援機構 給付奨学生 決定通知

【提出締切】

令和5年1月6日(金)

【減免及び給付の時期等】

- ・ 減免決定
「修学支援制度及び給付奨学金制度決定通知書」または「修学支援等不承認通知書」により申請者へ通知する。
- ・ 授業料等減免実施の時期
1年次前期(4月)、1年次後期(10月)、2年次前期(4月)、2年次後期(10月)
- ・ 入学金の減免
一旦各選抜の入学手続き期限までに納入し、本学修学支援奨学金の区分等決定後、減免分を還付または充当する。ただし、決定通知を添付した申請書を期限までに提出した場合、各区分に応じた減免分について延納を認める。
- ・ 給付奨学金給付時期
原則として、学納金の残高を月々の奨学金によって充当し、学納金完納後に給付
※大分県保育士修学資金貸付制度を利用する場合は給付対象外となる。
- ・ 給付期間
原則として24か月とする。

【継続のための更新手続き】

- ・1年次の12～1月に更新手続きが必要
- ・毎年6月に家計収入及び成績により審査を実施

提出書類

- ① 修学支援制度及び給付奨学生制度継続願
- ② 所得課税証明書

(原則父母。ただし父母のいない場合は家計を支えている方。連帯保証人)

以下の項目が記載されていること

1. 課税標準額
2. 調整控除額
3. 税額調整額
4. 扶養親族の数
5. 合計所得額
6. 総所得金額等
7. 控除に係る本人該当区分

【資格停止または取消し】

- ・1.5ヶ月以上連続して欠席した場合、翌月からの奨学金の給付を停止する。
- ・休学した場合、休学願を受理した日の月をもって奨学金の給付を停止する。
- ・退学した場合、退学願を受理した日の月をもって奨学金の給付を終了する。
- ・修学年限で卒業できないことが確定した場合、翌学期以降の奨学金の給付を終了する。
- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下である場合、翌学期以降の奨学金の給付を終了する。
- ・学修意欲が著しく低い状況にあると認められた場合、翌学期以降の奨学金の給付を終了する。